

平成 29 年 度

農林業機械オペレーター養成研修実施要領

1. 目的

農林業機械の大型化、高性能化に対応して、健全な農業経営を推進するためには、農・林業機械の効率的かつ安全な利用が極めて重要となっている。

このため、本研修は、農・林業機械利用者に対して技能の向上並びに安全知識の習得を目的として実施する。

2. 研修の種類

(1) 大型特殊（限定なし）免許取得

大型特殊自動車の公道走行における基本的な知識、技能の取得と大型特殊自動車免許取得に関する研修を行なう。

(2) けん引（農耕限定）免許取得

農耕用トラクター使用における応用的な知識、技能の習得とけん引（農耕限定）免許取得に関する研修を行なう。

(3) 大型特殊（農耕限定）免許取得

農耕用トラクターの公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊自動車（農耕限定）免許取得に関する研修を行なう。

3. 募集人員

(1) 前期	大型特殊（限定なし）	概ね 10 名
	けん引（農耕限定）	10 名以内
	大型特殊（農耕限定）	概ね 20 名
(2) 中期	けん引（農耕限定）	10 名以内
	大型特殊（農耕限定）	概ね 10 名
(3) 後期	大型特殊（限定なし）	概ね 10 名
	けん引（農耕限定）	10 名以内
	大型特殊（農耕限定）	概ね 20 名

4. 研修実施計画

(1) 日 程

時期	研修の区分	研修期間	備考
前期	大型特殊 (限定なし)	5月30日(火)～6月13日(火)	
	けん引 (農耕限定)		
	大型特殊 (農耕限定)	6月30日(金)～7月5日(水)	
中期	けん引 (農耕限定)	7月26日(水)～8月9日(水)	
	大型特殊 (農耕限定)	大型特殊(農耕限定)は、 8月4日(金)～8月9日(水)	
後期	大型特殊 (限定なし)	10月11日(水)～10月25日(水)	
	けん引 (農耕限定)		
	大型特殊 (農耕限定)	11月2日(木)～11月8日(水)	

※ 研修終了日の翌日、運転者教育センターにおいて実施される運転技能試験を受験する。

(2) 場 所

福井県あわら市井江葎50-8

「ふくい園芸カレッジ」 TEL (0776) 78-7873

(3) 受講料

- ・大型特殊(限定なし) 60,000円
- ・けん引(農耕限定) 60,000円
- ・大型特殊(農耕限定) 30,000円

5. 研修受講の資格

(1)大型特殊（限定なし）

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「普通自動車運転免許」を現に有し、下記の条件を満たしていること。

ア 概ね65才未満で農林漁業に年間概ね60日以上従事している者。

イ 新たに農林漁業に従事しようとする概ね65才未満の者。

ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町および農林漁業団体等の職員。

(条件) 視力が、両眼で0.7以上、且つ、一眼がそれぞれ0.3以上。又、一眼の視力が0.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で視力が0.7以上であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

(2)けん引（農耕限定）

前記(1)の要件を満たし、且つ、「大型特殊自動車運転免許」（農耕車限定の大型特殊自動車免許でも可。）を現に有しており、下記の条件を満たしていること。

(条件) 視力が、両眼で0.8以上、且つ、一眼がそれぞれ0.5以上、さらに、深視力として、三桿（さんかん）法の奥行知覚検査器による3回検査した平均誤差が2センチ以下であること。

視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

(3)大型特殊（農耕限定）

前記(1)の要件を満たしていること。

6. 研修受講申込み

前記5に該当する受講希望者は、農林業機械オペレーター養成研修受講申込書（別記様式第1号）と県・市町または農林漁業団体いずれかの推薦書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

7. 研修受講申込み期限

各研修とも、申込み期限は平成29年5月10日とする。申込みは先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。定員に満たない場合でも、各研修区分とも、研修開始の3週間前の日で締め切る。

8. 受講の決定

理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、各研修の区分ごとに受講決定を通知する。

9. 申込および問い合わせ先

〒918-8215 福井市寮町辺操5番21号
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
TEL (0776) 97-9227
担当 研修支援課 山口良二
E-mail c-r-yamaguti@fukui-affsc.jp